

「学校いじめ防止基本方針」

北海道石狩翔陽高等学校

平成26年4月26日制定

平成28年7月14日改定

平成30年4月2日改定

令和4年6月24日改定

令和5年9月28日改定

令和6年4月1日改定

1 本校のいじめ防止基本方針

本校は、「いじめ防止対策推進法」、及び「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。また、いじめを積極的に認知し、その事案には組織的に対応し、すべての生徒の安全・安心を保障し、いじめがなく有意義で充実した学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本理念

- (1) 生徒一人ひとりに重きをおき、生徒の将来の夢と希望の実現に向け、学校全体が活気と笑顔に満ち溢れた、いじめが芽生えない教育環境を創造する。
- (2) いじめは、いつでもどこでもそして誰にでも起こりえるという基本認識を元に、一人ひとりを真に大切に教育によりいじめの未然防止及び早期発見を目指す。
- (3) いじめ対策委員会を中心とした組織的計画的な取組により、学校だけではなく関係機関との連携を重視し、学校と保護者・地域が一体となりいじめ防止に取り組む。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識に立つ。
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識に立つ。
- (3) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめ問題に対しては、被害者の立場にたった指導を行う。
- (5) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」であるとの認識に立つ。
- (6) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

5 いじめの構造と態様

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの衝動を発生させる原因

いじめの衝動を発生させる原因には、以下のものなどが挙げられる。

ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（疑集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

ウ ねたみや嫉妬感情

エ 遊び感覚やふざけ意識

オ 金銭などを得たいという意識

カ 被害者となることへの回避感情

(3) いじめの内容

いじめの具体的な態様には、次のものが考えられる。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

6 いじめ防止の組織と役割

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙 1 日常の指導体制

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙 2 緊急時の組織的対応 ※「いじめ対策委員会」の設置

(3) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

イ いじめの未然防止

- ・年間指導計画の作成
- ・具体的取組の計画・実施

ウ いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめ調査・アンケート
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

エ 関係機関との連携

オ 「学校いじめ防止基本方針」の理解に関する校内研修会の企画・立案

7 具体的な取組と対応

(1) 未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア 生徒指導・学習指導の充実

- ・「こども基本法」を踏まえた人権意識や、規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・アセスメントツール等を活用した対人関係スキルの発達支援

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・いじめの問題に主体的に取り組む態度の育成
- ・ボランティア活動の充実

ウ 教育相談の体制整備と充実

- ・相談窓口の設置・周知（保健室）
- ・面談の定期的実施、随時面談
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

エ 人権教育の充実

- ・いじめ防止にむけた「産業社会と人間」の実施（1年次）

オ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育としての「総合的な探究の時間」の実施（2年次）

カ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施、開かれた学校づくりの推進

キ 情報の共有

- ・職員会議等での生徒情報の共有
- ・報告経路の明示・報告の徹底

(2) いじめに対する指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

ア 障がいのある生徒が関わるいじめについて

生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 外国につながる生徒が関わるいじめについて

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの生徒に対し、言語や文化の差からいじめが行われることがないように学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめについて

「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 被災・避難した生徒が関わるいじめについて

東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への重大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(3) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。(別紙 1、2)

ア 日常の観察

- ・生徒の学校生活での変化への気づきと情報の共有 ※別紙 3、4
- いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン・教室でのサイン
- ・校内ならびに校外の巡視

イ 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施(6月、10月)
- ・生徒からの情報提供に対する迅速な対応

ウ 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施
- ・スクールカウンセラーによる個別カウンセリングの実施
- ・ICT 端末を活用した教育相談・健康相談の実施

エ 保護者との連携 ※別紙 4 家庭でのサイン

- ・家庭訪問、二者面談、三者面談の実施による情報収集
- ・いじめアンケート結果の公表

(4) いじめへの対応

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保しなければならない。また別紙 2「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。また、いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

ア いじめられている生徒への対応

- ・安全・安心を確保し、いじめの事実を確認する。(場所、時間に配慮する)
- ・状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において、教職員が関われるよう配慮する。
- ・温かい人間関係をつくる(教師と生徒、生徒同士)とともに今後の対策について共に考える。

イ いじめている生徒への対応

- ・いじめの事実を確認し、その背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

ウ 情報を提供した生徒への対応

- ・安全・安心を確保し、いじめの事実を確認する。(場所、時間に配慮する)
- ・状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において、教職員が関われるよう配慮する。

エ 事実確認および情報共有

- ・関係生徒からの情報整理ならびに事実確認
- ・周囲の生徒および保護者への事実確認
- ・いじめ対策委員会における情報共有ならびに指導計画の原案作成
- ・職員会議等での情報共有

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

ア 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。期間は少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

(6) 指導計画作成の方針

ア いじめられている生徒への支援、保護者への情報提供と支援

- ・学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう努める。

イ いじめている生徒への指導、保護者への助言

- ・生徒の行動が変わるよう教員、学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

ウ 周囲の生徒への指導

- ・「おもしろがる」「傍観」もいじめと同様であることに気付かせる。
- ・自分たちでいじめを解決する力を育てる。

エ 関係機関との連携

- ・教育委員会との連携

(関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法や関係機関との調整)

- ・警察との連携

(心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合)

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの。嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合。具体例には、次のようなものがある。

○ 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○ 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。

○ 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。

○ 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○ 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

○ 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

○ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

- ・福祉関係との連携

(家庭の養育に関する指導・助言が必要な場合や家庭での生徒の生活、環境の状況把握を求める場合)

- ・医療機関との連携

(精神保健に関する相談が必要な場合や精神症状についての治療、指導・助言が必要な場合)

8 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生

徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) インターネット上のいじめの防止

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推進
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育としての総合的な学習の時間の実施（２年次）

ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

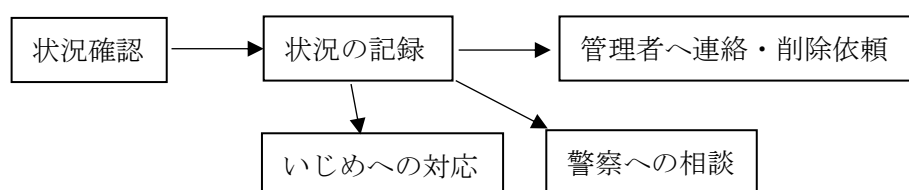
(3) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- ・連続欠席の場合は、状況により迅速に対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って適切に対応するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、北海道教育委員会に報告する。指導・支援を受け対応にあたっては、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、必要に応じて管内支援チーム、関係機関への支援を要請する。

10 基本方針の点検・見直し

(1) 点検

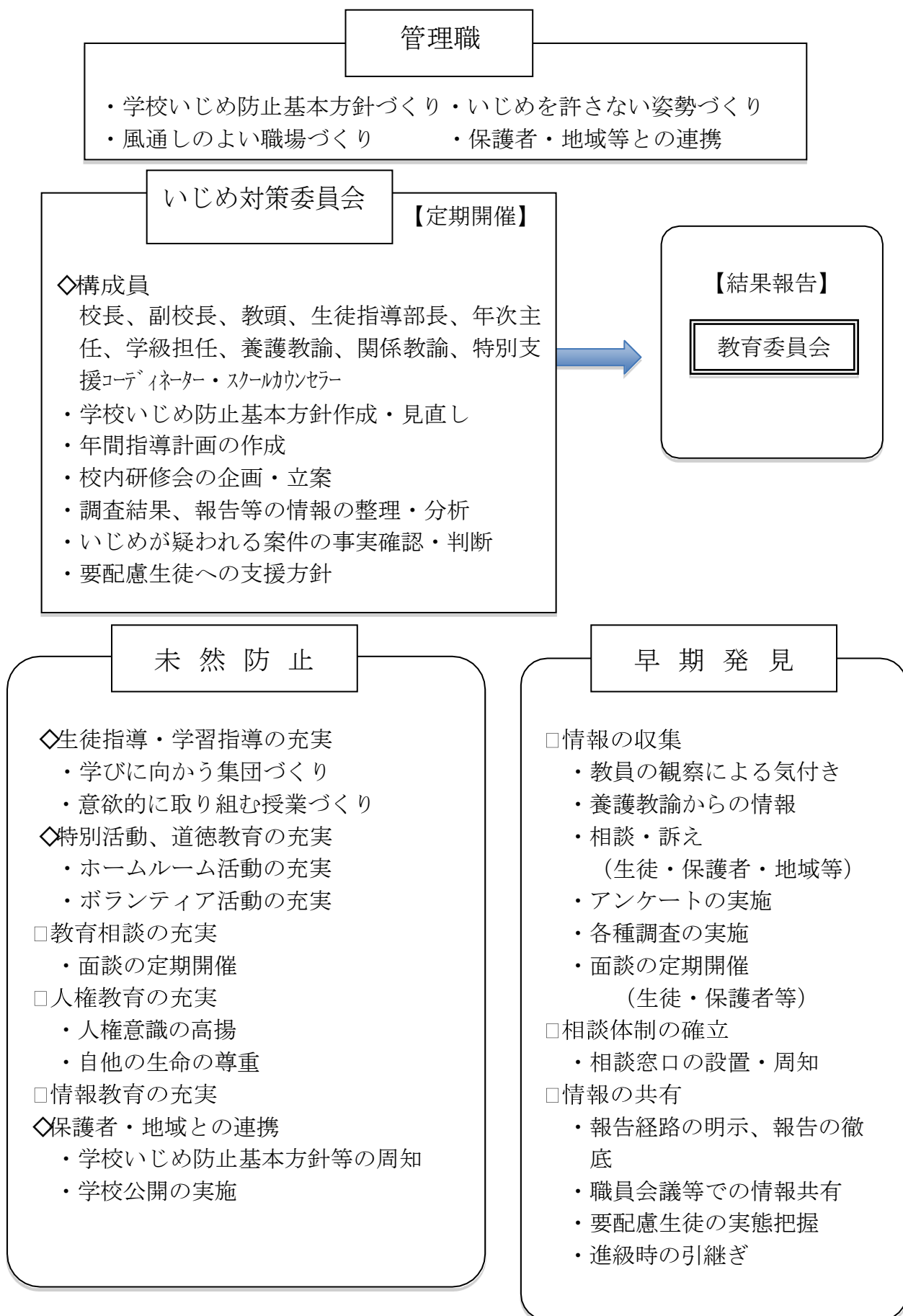
ホームページ掲載の他、PTA 総会等により基本方針を周知し、学校評価の中で取組状況を定期的に点検する。

(2) 見直し

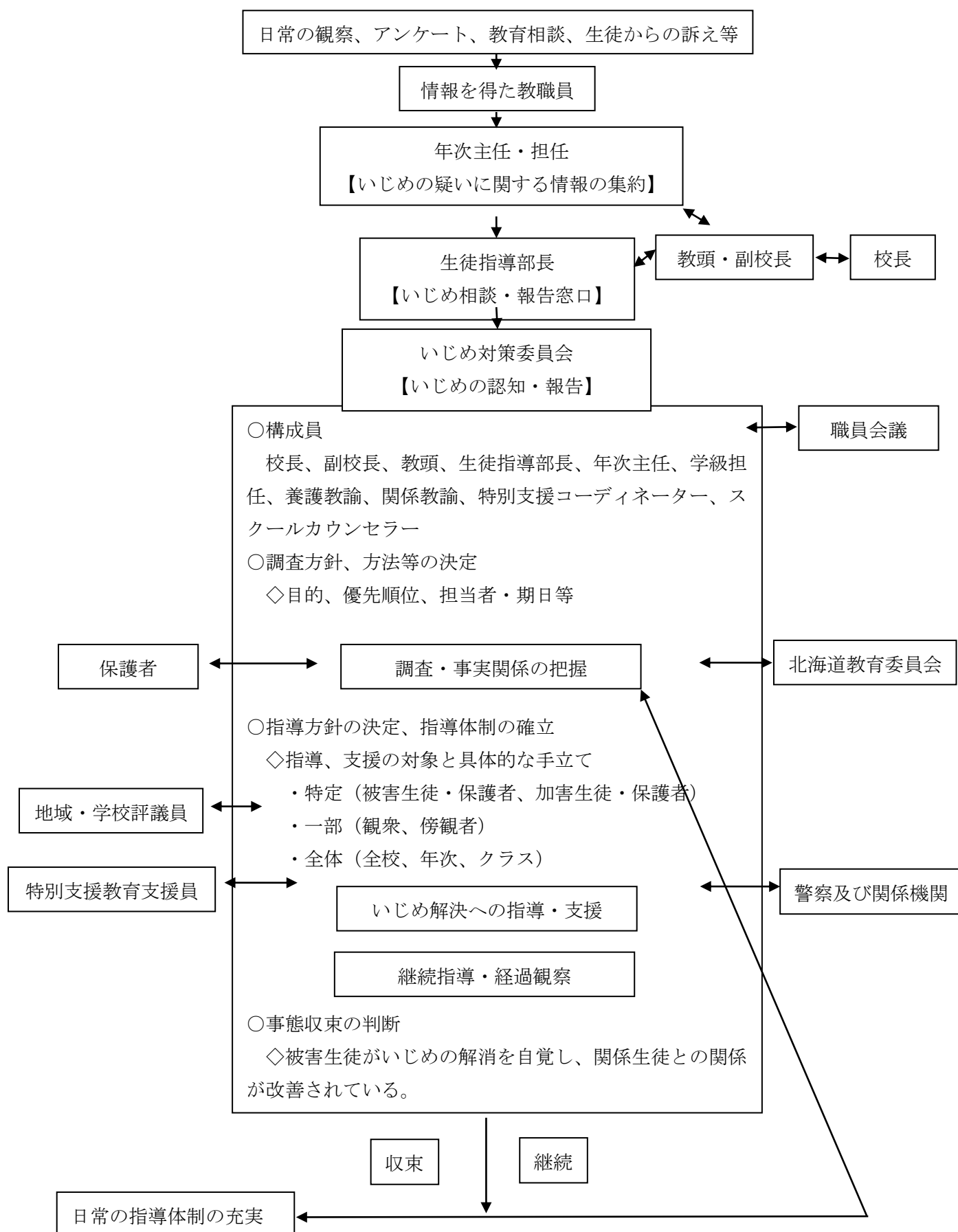
学校内外でアンケートを実施するなどし、地域住民や関係機関の参画を得て、基本方針の見直しを図る。

別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめ防止対策のための組織的対応



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン(チェックリスト)

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
☐ ☐ ☐ ☐	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室での生徒のサイン (チェックリスト)

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サ イ ン
☐	嫌なあだ名が聞こえる。
☐	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
☐	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
☐	筆記用具等の貸し借りが多い。
☐	壁等にいたずら、落書きがある。
☐	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校とに連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ イ ン
☐	学校や友人のことを話さなくなる。
☐	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
☐	朝、起きて来なかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
☐	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
☐	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
☐	不審な電話やメールがあつたりする。
☐	遊ぶ友達が急に変わる。
☐	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
☐	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
☐	登校時刻になると体調不良を訴える。
☐	食欲不振・不眠を訴える。
☐	学習時間が減る。
☐	成績が下がる。
☐	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
☐	自転車がよくパンクする。
	家庭の品物、金銭がなくなる。
	大きな額の金銭をほしがる。